

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年12月27日(月)

次回は1月11日
(火)号となります。
コロナ禍の収束を
願って良い新年を。



今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

12/27(月) 仏滅
28(火) 大安 官庁御用納め
29(水) 赤口
30(木) 先勝 東京証券取引所などで大納会
31(金) 友引 大晦日
1/1(土) 先負 元日
2(日) 仏滅 東京箱根大学駅伝

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/20(月)	27,938 ▼608	113.45 △0.25
21(火)	28,518 △580	113.65 ▼0.20
22(水)	28,562 △44	114.14 ▼0.49
23(木)	28,798 △236	114.25 ▼0.11
24(金)	28,783 ▼15	114.34 ▼0.09

来年1月から始まる主な制度等(税制以外)

◎RCEP(地域的な包括的経済連携)協定の発効
……15カ国(日・中・韓・豪・NZ・ASEAN10カ国)が参加し、世界の人口やGDPの約3割を占める経済連携協定について、1月から手続きが完了した10カ国の間で発効されます。

◎雇用調整助成金の特例措置等の日額上限引下げ…
…1月～3月の雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金について、原則的な措置の日額上限を引下げます(地域・業況特例は現行を維持)。これにより、雇調金特例は1月・2月が1万1千円、3月は9千円に引下げられます。また、休業支援金は8265円に引下げとなります。

◎傷病手当金の支給期間の通算化……同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間について、支給開始日から「通算して1年6ヵ月」に変わります。これにより復職して支給されない期間がある場合でも支給期間は減少しません。なお、すでに支給されている傷病手当金は、年末時点で支給開始日から1年6ヵ月を経過していない場合、改正後の取扱いが適用されます。

◎戸籍の附票の記載事項変更……住所の履歴を証明する「戸籍の附票の写し」について、1月11日から基本事項(必ず表示される項目)に「生年月日」「性別」が追加されます。また、「本籍・筆頭者氏名」は原則表示されなくなります。

◎マイナポイント第2弾の一部実施……マイナポイント第2弾(1人当たり最大2万円相当)のうち、マイナンバーカードの新規取得者(既取得者でマイナポイント第1弾の未申込者を含む)に最大5千円相当のポイント付与は、1月から実施します。

■この記事の詳細は、情報BOX201549

相続登記の申請義務化は令和6年4月施行

所有者不明土地の解消のため、本年4月に民法等の改正が成立し、①不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を義務付けるなど「不動産登記制度の見直し」、②所有者不明土地管理制度等の創設や、共有者不明の共有地の利用円滑化など「土地利用に関連する民法のルールの見直し」、③相続等により土地の所有権を取得した方が法務大臣の承認を受けて、所有権を国庫に帰属させることができる「相続土地国庫帰属制度の創設」が実施されます。

①は令和6年4月(住所等の変更登記の義務化は未定)、②は令和5年4月、③は令和5年4月27日にそれぞれ施行されます。

★★★ 1月のチェックポイント ★★★

- ※新変異型オミクロンの市中感染が危惧されます。感染対策の徹底で事業の中断を防止します。
- ※年末調整による過不足を精算した後の源泉所得税(12月分)の納付期限は1月11日(火)。
- ※納期の特例適用者の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(木)。
- ※給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受理し、チェックのうえ源泉徴収簿等に各事項を転記。
- ※1月31日までに提出する「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の事務があります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年1月から開始となる主な制度等（税制以外）

◆地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効

・本協定は、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）が参加し、参加15カ国のGDP（25.8兆米ドル）や人口（22.7億人）、貿易総額（5.5兆米ドル）が世界全体の約3割を占める地域の経済連携協定です。

・本年11月2日までに協定を発効させるための要件が整い、同日までに批准書等の寄託が完了した日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国の間で、令和4年1月1日に発効されます（韓国も2月1日に発効）。

◆雇用調整助成金の特例措置等の日額上限引下げ等

・雇用調整助成金の特例措置の原則的な措置における助成額の日額上限（現行13,500円）について、令和4年1月・2月は11,000円、3月は9,000円に引下げます。

・原則的な措置における助成率は変わりませんが、解雇等（現行は令和2年1月24日以降の解雇等）の有無について、令和4年1月から「令和3年1月8日以降の解雇等の有無」により判断します。

・判定基礎期間の初日が令和4年1月以降の業況特例について、売上高等の生産指標は3年前同期との比較も可能となります。また、本年12月末までに業況特例を利用しており業況の確認を既に行った事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月以降の休業等について申請を行う場合は、業況特例の対象となることについて再確認を行うため、売上等の書類の再提出が必要になります。

・新型コロナ対応休業支援金・給付金の原則的な措置における日額上限（現行9,900円）について、令和4年1月～3月は8,265円に引下げます。

◆傷病手当金の支給期間の通算化

・業務外の病気やケガにより被保険者が業務ができない状態となり、療養のため仕事を休んでいる場合に受けることができる傷病手当金について、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間（現行は支給開始日から最長1年6ヵ月間）が「支給開始日から通算して1年6ヵ月」に変わります。

・これにより、支給期間中に途中で就労するなど傷病手当金が支給されない期間がある場合に支給開始日から1年6ヵ月を超えても支給可能になります。

・令和3年12月末時点で、支給開始日から1年6ヵ月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）も対象となります。

◆戸籍の附票の記載事項の変更

・令和4年1月11日から戸籍の附票の記載事項について、基本事項（必ず表示される項目）に「生年月日」、「性別」が追加されます

・また、基本事項であった「本籍・筆頭者氏名」が原則表示されなくなります。表示を希望する場合は、申請書に記入します。

◆マイナポイント第2弾の一部実施

マイナポイント第2弾として、以下の～により合計1人当たり最大2万円相当のマイナポイントを付与する事業について、まずはを令和4年1月から実施します。

①マイナンバーカードの取得者のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方（マイナンバーカードをこれから取得される方も含む）に最大5,000円相当のポイント付与。

※マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をした場合に利用金額の25%分のポイントを付与。

②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方（既に利用申込みを行った方も含む）に7,500円相当のポイント付与。

③公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイント付与。

◆雇用保険マルチジョブホルダー制度の施行

複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者で、2つの事業所での労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であり、それぞれの雇用見込みが31日以上である場合に、本人からハローワークに申し出を行うことで、特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が施行されます。